四	Ξ	=	_
地価税法(平成三年法律第六十九号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第五条関係)9	飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第四条関係)8	農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第三条関係)6	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律百十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)

(傍線部は改正部分)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令	(麦の需給見通し)	いう。 給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することを	広律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供		第二条 へ各ノ	(定義)	•	滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする	しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円	3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通	2 (略)	第二条 (略)	(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)	改正案
第四十一条(政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はそ	(麦の政府買入れ)			2 (略)	第三条 へ各)	(定義)			入及び売渡しを行うものとする。	3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸	2 (略)	第二条 (略)	(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)	現

通し」という。) を定めるものとする。で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し (以下「需給見

2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

2

- 一麦の種類別需要数量に関する事項
- る事項「前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関す」
- 三一麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項
- 四
 その他麦の需給の安定に関する重要事項
- | 一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「 4| 。 この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十3 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する 3

麦」と読み替えるものとする。

遅滞なく、

これを告示するものとする。

- |入れなければならない。| |の生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買い
- 品質の改善に資するよう配慮するものとする。 この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。が明道の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買前項の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買
- 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとすると
- ついて準用する。 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定に

(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)

条から第四十五条までにおいて同じ。)の輸入を目的とする買入れを行し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。第五項及び次第四十二条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により

うことができる。

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

| 約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。 | 適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不

す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を3(第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡

当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

- しに即して行うものとする。 しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡
- 5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用する。

(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

係る麦等を買い入れることができる。等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に第四十三条(政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦

行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。2.政府は、前項の規定により買い入れた麦等を同項の買受けの申込みを2.

麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。 の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該3 第一項の規定により買い入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合

しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡

٥

第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

2

(麦の政府売渡し)

産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水する。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場第四十三条(政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものと

- るところにより、標準売渡価格を基準として定める。 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定め
- ることを旨として定める。、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させ、 家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させる。 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が
- 5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとすると

| ――| 遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする

ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生

売渡価格を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定に

売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示す8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定によりついて準用する。

る額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(準用)

替えるものとする。
第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第四十四条(第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規

(麦等の輸入)

(準用)

第四十四条

三条」と読み替えるものとする

第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条、第四十二条及び第四十

定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、

第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、

第三十三条の規

同条第一項中「

を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産(麦等の輸入)

| 府の委託を受けて輸入する場合 | 第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政

限りでない。

3 (略)	その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、	る。 三条の規定によるほか、米穀以外の主要食糧の買入れを行うことができ	があると認めるときは、第三十条、第三十一条、第四十二条及び第四十	第四十六条の府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要	(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)	2 (略)	て政令で定める麦等を輸入する場合	三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとし	れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合	第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入
3 (略)	の主要食糧の売渡しを行うことができる。2.政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外		ほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。	第四十六条 政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定による	(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)	2 (略)				

$\overline{}$
傍
線
部
Ϊä
改
ΪĒ
部
分
ت

$\overline{}$	第十七条(各)(登録検査機関の登録)	ならなり。	業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引し	第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみて、第二十四条第一項の品位等検査を受けたまでは、「前項第一長文は	+	(検査の失効)	ができる。 (麦の生産者に係る品位等検査)	改正案
$\overline{}$	第十七条(各)(登録検査機関の登録)		うとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検ていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しよ	、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受ける。第7条第一項のに第三十四条第一項の占任等材置を受けれまです。で	9、「寛大系作」夏く北京三十四条第一夏の品立等検査を受けて表であって、第十五条(一略)	(検査の失効)	(麦の生産者に係る品位等検査) (麦の生産者は、その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のもの委託前に品位等検査を受けなければならない。 の委託前に品位等検査を受けなければならない。 の委託前に品位等検査を受けなければならない。 のでついて品位等検査を受けることができる。	現

(略) 三	第十五条第二項の規定に違反した者 ロー・コー・コート ロー・コート アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	(略) 二	(削る。)	万円以下の罰金に処する。	第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百 第三十七条	(罰則)	4~9 (略) 4~9	二・三 (略) 二・	ことのなくなつた日から一年を経過しないもの	罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受ける の	び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百十三号) の規定により び	その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及	ことができない。	次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受ける 3 次
(略)		(略)	第六条第一項又は第十五条第二項の規定に違反した者	万円以下の罰金に処する。	十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百	(罰則)	9 (略)	二・三 (略)	を経過しないもの	の執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から一年	び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、そ	その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及	ことができない。	次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受ける

_
$\overline{}$
傍線部:
は
改
正
部分
Л
\sim

改正案	現
(飼料の買入)	(飼料の買入)
第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、大麦及び小麦について主要食糧	第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定
の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十	に関する法律 (平成六年法律第百十三号) 第四十二条第一項の規定によ
二条第一項の規定による輸入を目的とする買入れ及び同法第四十三条第	り大麦及び小麦の輸入を目的とする買入れを行うほか、輸入飼料 (大麦
一項の規定による買入れを行うほか、輸入飼料(大麦及び小麦を除く。	及び小麦を除く。次項、第五条第二項及び第八条の二第一項において同
次項、第五条第二項及び第八条の二第一項において同じ。)を買い入れ	じ。)を買い入れることができる。
ることができる。	
2 (略)	2 (略)
(飼料の売渡)	(飼料の売渡)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(削る。)	4 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡しについては、
	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十三条第二項から第七
	項までの規定は適用しない。

$\overline{}$
傍線
部
は改
止部
分

ハ (格) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	た米穀又は麦を保管するための施設外の主要食糧の買入れ及び売渡し) の規定に基づき政府が買い入れ	別な方式による買入れ及び売渡し)又は第四十六条第一項(米穀以 が買		れ及び売渡し) 、第四十二条第一項 (麦等の輸入を目的とする買入 れ及)、第三十一条第一項(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入)、	条第一項 (米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し 条第	十三号) 第二十九条 (米穀の政府買入れ及び政府売渡し)、第三十 十三	イ(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百 イ)主	地等	二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土 二十一 次に		別表第一(第六条関係)	改 正 案
(略)		が買い入れた米穀又は麦を保管するための施設	二条第一項 (麦等の輸入を目的とする買入れ) の規定に基づき政府	れ及び売渡し)、第四十一条第一項(麦の政府買入れ)又は第四十)、第三十一条第一項(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入	条第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し	十三号)第二十九条(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)、第三十	イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百		次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土	- (略)	(第六条関係)	現行